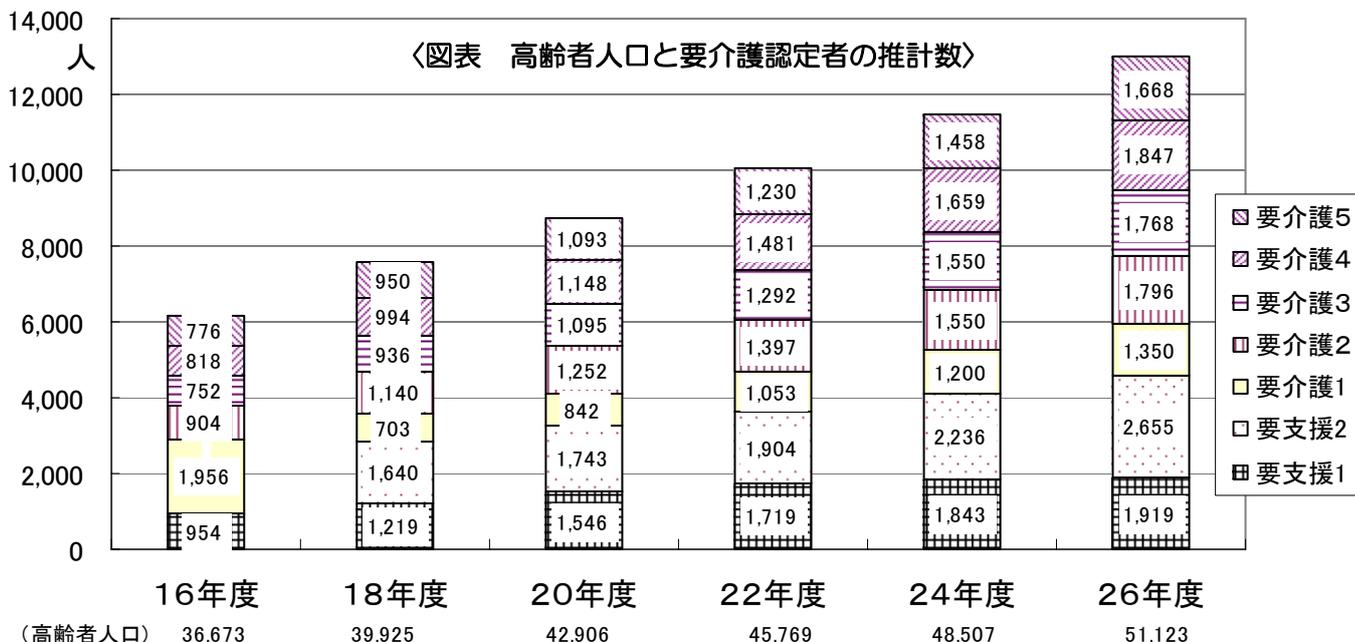


市民説明会

1. 府中市の高齢者を取りまく現状と課題

府中市では、団塊の世代が高齢期を迎える2015年には、高齢者数は5万人、要介護認定者数は13000人を超えると推計されており、高齢化が一気に進むと予測されます。府中市の高齢者が安心して生活していくためには、次のような課題があります。

- ① 介護予防・リハビリテーションの充実
- ② 認知症高齢者ケアの確立
- ③ 住み慣れたまちで生活し続けるための新しい介護サービス体系
- ④ サービスの質の向上と確保



(*平成18年度から新たに要支援2という認定区分が設けられます。)

2. 計画の枠組み

(1) 計画策定の趣旨

府中市は、平成15年5月に「府中市福祉計画」を策定し、「安心していきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、積極的に地域福祉の充実に努めてまいりました。また平成17年6月に改正介護保険法が成立し、予防重視型システムへの転換、地域支援事業や地域密着型サービスなど新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上、制度運営の見直しなど、介護保険制度が大幅に改正されます。「府中市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」は、このような社会状況の変化や、高齢者を取りまく新しい課題に対応した施策を体系的かつ計画的に推進するために策定します。

(2) 計画の位置づけ

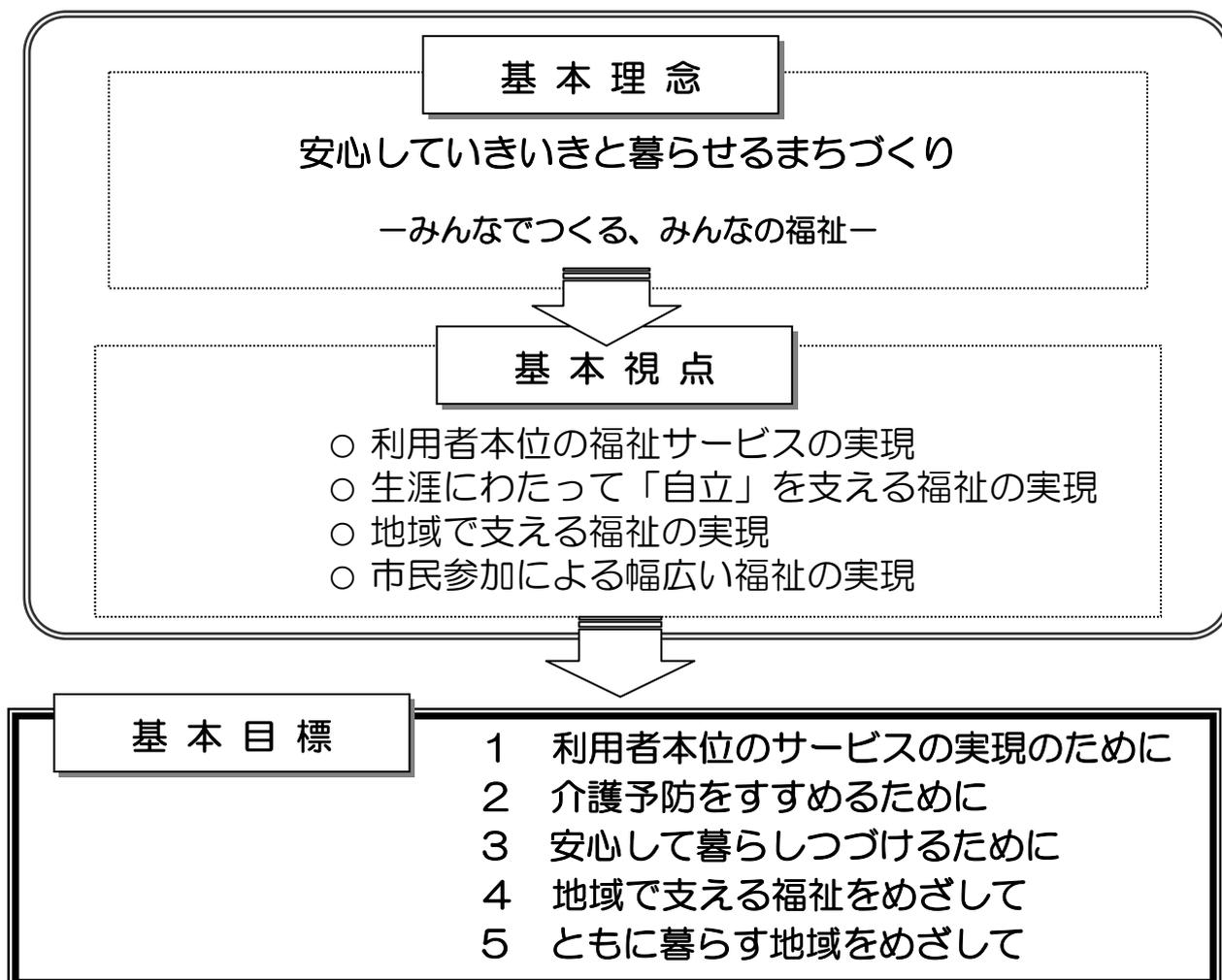
- ・ 高齢者保健福祉計画は、老人保健法第 46 条の 18 に規定された「市町村老人保健計画」、老人福祉法第 20 条の 8 に規定された「市町村老人福祉計画」です。
- ・ 介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、府中市の住民が日常生活を営む地域として定める区域ごとの地域密着型サービスや、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みならびに見込み量の確保のための方策を定めるものです。両計画は、「第 5 次府中市総合計画」及び国、東京都の関連する計画と整合性を図り、一体的に策定されるよう、同一の計画期間とします。

(3) 計画の期間

計画の期間は平成 18 年度(2006 年度)から平成 20 年度(2008 年度)の 3 年間です。

3. 施策の全体像

「府中市高齢者保健福祉計画・第 3 期介護保険事業計画」は、「安心していきいきと暮らせるまちづくり - みんなでつくる、みんなの福祉 -」を基本理念とし、4 つの目標に沿って施策を展開します。



1. 利用者本位のサービスの実現のために

- (1)情報提供体制の拡充
- (2)相談体制・権利擁護体制の拡充
- (3)サービスの質の確保

2. 介護予防をすすめるために

- (1)健康管理体制の強化
- (2)介護予防体制の強化
- (3)地域支援事業

3. 安心して暮らしてつづけるために

- (1)在宅サービスの充実
- (2)介護保険事業
- (3)介護者への支援の充実
- (4)認知症高齢者支援対策の推進
- (5)安心して住める環境づくり

4. 地域で支える福祉をめざして

- (1)地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携
- (2)見守りネットワークの推進

5. とともに暮らす地域をめざして

- (1)生きがい活動への支援
- (2)就業支援

4. 介護保険事業計画における新たなサービス

(1)地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を行うとともに、要介護状態になった場合も地域において継続して生活ができるようにするために、現行の「老人保健事業」、「介護予防・地域支援事業」及び「在宅介護支援センター事業」を再編し、地域支援事業として介護保険事業に位置づけられました。地域支援事業の実施にあたっては、地域包括支援センターが、対象者の選定と介護予防ケアマネジメントを実施することとなっています。

(2)地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、要介護者の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスです。府中市では、以下の6種類のサービスを提供予定です。

- ① 小規模多機能型居宅介護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症高齢者専用デイサービス（認知症対応型通所介護）
- ④ 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
- ⑤ 小規模（定員30人未満）介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）
- ⑥ 小規模（定員30人未満）で介護専用型の特定施設（地域密着型特定施設入居者生活介護）

(3) 新予防給付

要支援、要介護1等軽度の要介護者の方に対するサービスを、より本人の自立支援につなげるための「新予防給付」が創設されました。新予防給付は原則として、要支援または要介護1の方々のうち、認知症など、新予防給付に向かない方を除いた方々を対象に実施するものです。

5. 日常生活圏域の設定および地域包括支援センターの設置

府中市第3期介護保険事業計画では、地理的条件、人口、交通事情、社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案し、現在の民生委員の地区割りとなっている福祉6地区を日常生活圏域として設定し、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を行います。また、地域における総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」を市役所内に1か所、設置する予定です。

〈表 府中市における日常生活圏域の設定〉

地 区	町 名
第一地区	多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、緑町
第二地区	白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政
第三地区	天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町
第四地区	宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町
第五地区	日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町（1～2丁目）、本宿町（3～4丁目）、西府町（3～4丁目）、東芝町
第六地区	美好町（3丁目）、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町（1～2丁目）、西府町（1～2、5丁目）

6. 保険料段階

保険料段階は、現行の6段階から、7段階もしくは8段階とすることを検討しています。

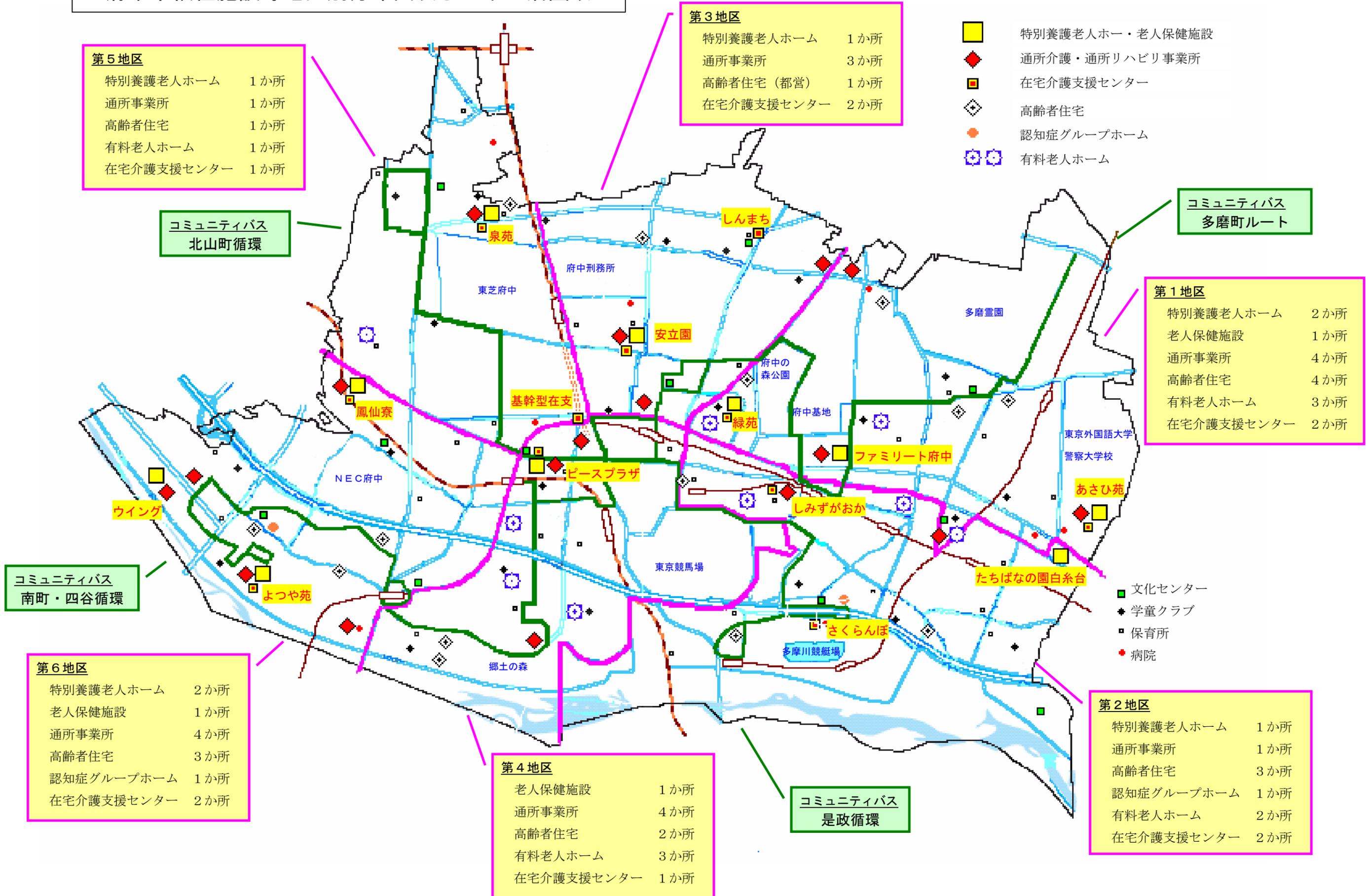
7. 計画策定の体制と今後のスケジュール

府中市では、府中市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定委員会に諮りながら、計画を検討しています。計画検討の進捗状況は、市民説明会や広報「ふちゅう」、市のホームページ等を通して、情報提供をしています。現在、国では介護報酬の新単価の検討が行われており、来年1月頃には明らかになる予定です。

お問い合わせ	府中市福祉保健部 介護保険課高齢介護事業計画担当 TEL 042-335-4129 FAX 042-335-2654 E-mail kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
--------	---



府中市福祉施設等区別分布図及び日常生活圏域



- 第5地区**
- 特別養護老人ホーム 1か所
 - 通所事業所 1か所
 - 高齢者住宅 1か所
 - 有料老人ホーム 1か所
 - 在宅介護支援センター 1か所

- 第3地区**
- 特別養護老人ホーム 1か所
 - 通所事業所 3か所
 - 高齢者住宅（都営） 1か所
 - 在宅介護支援センター 2か所

- 特別養護老人ホーム・老人保健施設
- 通所介護・通所リハビリ事業所
- 在宅介護支援センター
- 高齢者住宅
- 認知症グループホーム
- 有料老人ホーム

コミュニティバス
多磨町ルート

コミュニティバス
北山町循環

- 第1地区**
- 特別養護老人ホーム 2か所
 - 老人保健施設 1か所
 - 通所事業所 4か所
 - 高齢者住宅 4か所
 - 有料老人ホーム 3か所
 - 在宅介護支援センター 2か所

コミュニティバス
南町・四谷循環

- 第6地区**
- 特別養護老人ホーム 2か所
 - 老人保健施設 1か所
 - 通所事業所 4か所
 - 高齢者住宅 3か所
 - 認知症グループホーム 1か所
 - 在宅介護支援センター 2か所

- 第4地区**
- 老人保健施設 1か所
 - 通所事業所 4か所
 - 高齢者住宅 2か所
 - 有料老人ホーム 3か所
 - 在宅介護支援センター 1か所

コミュニティバス
是政循環

- 第2地区**
- 特別養護老人ホーム 1か所
 - 通所事業所 1か所
 - 高齢者住宅 3か所
 - 認知症グループホーム 1か所
 - 有料老人ホーム 2か所
 - 在宅介護支援センター 2か所

- 文化センター
- 学童クラブ
- 保育所
- 病院